- 1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(591))」
- 2. 日 時: 平成30年1月15日 10時00分~12時05分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

近田安全審査管、髙嶋原子力規制専門員

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 技術・安全グループ 副長 (他6 名)

5. 要旨

- (1)日本原子力発電株式会社から、平成29年12月28日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価(格納容器破損防止対策)のうち、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 評価事故シーケンスの解析において、不確かさを考慮する操作として、「可 搬型窒素供給装置による窒素注入」を考慮していない根拠を提示するこ と。
 - 資源 (電源・燃料) の評価において、緊急時対策所用発電機及び可搬型窒素供給装置を含めた評価とすること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:なし